

## 上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成 5 年 7 月 6 日規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年条例第 9 号。以下「条例」という。）第 24 条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(占有者の範囲)

第 2 条 条例第 4 条に規定する占有者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 学校、病院、保育園、幼稚園、遊戯場、百貨店、市場その他これらに類する多数の者の出入りする事業所等の占有者
- (2) 官公署、会社、事務所、工場その他これらに類する多数の者の勤務する事業所等の占有者
- (3) 旅館、料理店、飲食店、魚介類商、青果物商、乾物雑貨商その他これらに類する営業上多量の廃棄物を生ずる商店等の占有者

(廃棄物の処理申請)

第 3 条 上山市リサイクルリレーセンター条例（昭和 40 年条例第 13 号）に定めるリサイクルリレーセンターにおいて、一般廃棄物（し尿又は浄化槽に係る汚泥を除く。）又は産業廃棄物の処理を受けようとする一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者及び前条の占有者は、あらかじめ廃棄物処理申請書（様式第 1 号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、廃棄物搬入許可証（様式第 2 号）を交付するものとする。

(廃棄物処理手数料等)

第 4 条 条例第 5 条の手数料及び条例第 18 条の費用は、現金、小切手又は納付書で納付しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬処分手数料)

第 4 条の 2 条例別表に規定する粗大ごみの 1 品毎の手数料は、別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 5 条の 2 に規定する手数料は、上山市廃棄物処理に関する証紙条例（平成 8 年条例第 6 号）に規定する証紙で納付しなければならない。

(処理量の端数取扱い)

第 5 条 条例第 5 条及び条例第 18 条の規定により手数料等を徴収する場合における処理量に、基準処理量（条例第 5 条に定める廃棄物の種類によって 1 キログラム、10 キログラムとする。以下この条において同じ。）に満たない端数が生じた場合は、基準処理量の 2 分の 1 以上は基準処理量とし、2 分の 1 未満は切り捨てるものとする。

(手数料等の減免申請等)

第 6 条 条例第 6 条第 1 項の規定による手数料の減免及び条例第 19 条の規定による費用の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料等減免申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理し、適当と認めたときは、廃棄物処理手数料等減免決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

3 条例第 6 条第 2 項の規則で定める一般廃棄物の分別の区分及び金額の範囲は、別表第 2 のとおりとし、該当する者に対しては、市長が別に定めるところにより指定ごみ袋等を交付する。

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第 7 条 条例第 7 条第 1 項前段の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 7 条第 2 項前段の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

3 条例第 7 条第 1 項後段又は条例第 7 条第 2 項後段の規定により、事業の範囲の変更の許可を

受けようとする者は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理業許可）

第8条 条例第8条第1項に規定する許可証は、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第9号）とする。

2 条例第8条第2項に規定する許可証は、一般廃棄物処分業許可証（様式第10号）とする。

（一般廃棄物処理業許可証再交付）

第9条 条例第8条第3項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理業の廃止、変更の届出）

第10条 条例第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理業を廃止又は変更したときは、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（浄化槽清掃業の許可申請等）

第11条 条例第12条で準用する条例第7条の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（浄化槽清掃業許可証）

第12条 条例第12条で準用する条例第8条に規定する許可証は、浄化槽清掃業許可証（様式第14号）とする。

（浄化槽清掃業許可証再交付）

第13条 条例第12条で準用する条例第8条第3項の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（浄化槽清掃業変更、廃止届出）

第14条 条例第13条又は第14条の規定により、変更又は廃止したときは、浄化槽清掃業変更・廃止届出書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（産業廃棄物の範囲等）

第15条 条例第17条に規定する市長が定める産業廃棄物は、上山市内で発生した次に掲げるものとする。

（1） 金属くず 空缶、机、書庫その他これに類するもの及び水銀含有ごみ等に限る。

（2） ガラスくず 空瓶その他これに類するもの及び水銀含有ごみ等に限る。

2 市長は、一般廃棄物の処分に支障があると認めるときは、前項で定める産業廃棄物の搬入量等について制限することができる。

（産業廃棄物の処理申請）

第16条 前条第1項に定める産業廃棄物の処分を受けようとする者は、廃棄物処理申請書（様式第1号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、廃棄物搬入許可証（様式第2号）を交付するものとする。

（実績報告書）

第17条 条例第23条に規定する報告は、翌月の5日までに一般廃棄物処理業務実績報告書（様式第17号）又は浄化槽清掃業務実績報告書（様式第18号）を市長に提出することにより行うものとする。

（廃棄物減量等推進審議会組織）

第18条 条例第20条で定める上山市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 市内の公共的団体等の代表者

（2） 学識経験を有する者

（審議会会長及び副会長）

第19条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会委員の任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会議)

第21条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第22条 審議会の庶務は、市民生活課において処理する。

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条第3項に規定する指定ごみ袋等の交付及び上山市廃棄物処理に関する証紙条例施行規則第5条に規定する売りさばき人への証紙の交付その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

## 別表第1

粗大ごみ品目別手数料一覧表

| 金額 (円) | 品目                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2,000  | 品目指定によるもの<br>1 スプリングマット                                                                                                                                                                                                                       |
| 1,000  | 品目指定によるもの<br>1 家電リサイクル法対象以外のエアコン(天井・壁埋め込み形)<br>2 電子レンジ<br>3 ファンヒーター(ガス式・石油式)<br>4 電気温水器(1メートル未満)<br>5 ミシン(足踏み式)<br>大きさ指定によるもの<br>6 電気マッサージ機<br>7 オルガン<br>8 エレクトーン<br>9 大型の家具類<br>(1) ソファ<br>(2) サイドボード<br>(3) 和・洋服たんす<br>(4) 茶たんす<br>(5) 食器だな |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | (6) 本だな<br>(7) 学習机<br>(8) 座卓<br>(9) テーブル<br>(10) 下駄箱<br>(11) 流し台及び洗面台（家屋一体型を除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 500 | 品目指定によるもの<br>1 スキー（1メートル未満を除く。）<br>2 ベッド枠<br><br>大きさ指定によるもの<br>3 自転車<br>4 スノーダンプ<br>5 畳<br>6 ジュータン・カーペット<br>7 ゴルフ用品<br>8 こたつ板、こたつ枠<br>9 マットレス<br>10 健康器具（ランニングマシン・サイクリングマシン等）<br>11 ブラインド<br>12 布団<br>13 アコーディオンカーテン<br>14 スノーボード<br>15 カーテンレール（金属製）<br>16 ファンシーケース<br>17 芝刈機<br>18 編み物機<br>19 スコップ<br>20 物干し竿<br>21 脚立<br>22 梯子<br>23 子供用遊具（ブランコ、滑り台等）<br>24 戸（障子、板戸、網戸、襖戸等）<br>25 作業用一輪車<br>26 トタン板（3枚まで1品扱いとする。家屋廃材を除く。）<br>27 なまこ板（3枚まで1品扱いとする。家屋廃材を除く。）<br>28 煙突 |

|  |    |         |
|--|----|---------|
|  | 29 | ビーチパラソル |
|  | 30 | その他のもの  |

#### 定義

- 1 「大きさ指定によるもの」とは、長さが1メートル以上1.8メートル未満で重量が80キログラム未満のものとする。
- 2 「品目指定によるもの」とは、制限物を除き、品目すべてのものとする。

#### 別表第2

| 区分                      | 金額              |
|-------------------------|-----------------|
| 条例第5条の2で定める別表の粗大ごみ以外のもの | 1人当たり年間3,000円以内 |